

手続き・申請

家庭菜園や花壇に乾燥汚泥肥料を使ってみませんか？

下水処理施設で生産された乾燥汚泥肥料を無料で配布しています。寒い時期の施肥は「寒肥」と呼ばれ、有機肥料を使うことで春からの植物の成長にいい影響を促すことができますので、ぜひご利用ください。詳しくは市ホームページをご覧ください。

▶ 内容量：約 10kg／袋
▶ 成分：窒素（約 4.5%）、リン酸（約 6.2%）、カリウム（約 0.5%未満）

▶ 対象：市内在住で、配布場所まで取りに来られる方
▶ 配布日時：毎月第 1・第 3 金曜日 午後 1 時 30 分～3 時（祝日を除く）

▶ 配布場所：十和地区農業集落排水処理施設（穆木 816）
▶ 申込方法：下記問い合わせ先まで電話またはいばらき電子申請・届出サービスからお申し込みください。

問 谷和原庁舎上下水道課（内線 5305）

稻作のカメムシ防除対策を支援します

カメムシなどの水稻害虫の防除に取り組んだ水稻農家に対して、薬剤購入費用の一部を補助します。まだ申請が済んでいない方は、お早めに手続きをしてください。

▶ 対象：市内の水稻農家
▶ 補助額
①カメムシ防除の薬剤のうち、非ネオニコチノイド系の薬剤購入費（税抜き）の 50%以内
②①以外の防除薬剤購入費（税抜き）の 20%以内
※除草剤購入費・散布作業費は対象外
▶ 補助対象：令和 7 年に生産した主食用米の作付面積（計画面積）

▶ 申請方法：産業経済課窓口で申請書、納品書など（購入薬剤名と数量の記載があるもの）、領収書の写しを提出してください。
※2月末までのご提出にご協力ください。

環境に配慮した農業を推進するため、ネオニコチノイドを含まない薬剤の使用にご協力ををお願いします。

問 谷和原庁舎産業経済課（内線 3103）

就学援助制度のお知らせ

小中学生の保護者の方で、経済的な理由で就学に必要な費用の支出が困難な方に對し、その一部を援助しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

▶ 対象：下記のいずれかにあてはまる方
○世帯全員の所得合計額が基準以下の方
○児童扶養手当を受給中の方 など

▶ 援助の内容：学用品費、新入学学用品費、校外活動費、給食費 など

▶ 申請方法：制度のご案内と申請書類は各学校で配布しています。必要書類に記入のうえ、お子さんの在学する学校へ提出してください。

■新入学学用品費の入学前支給を行います
令和 8 年 1 月 1 日に本市に住民票のある、
令和 8 年度新入生の保護者の方には、就学通知書と就学援助の入学前支給に係るご案内を、1 月下旬に送付します。

問 教育委員会教育棟学校総務課（内線 7105）

取手地方広域下水道組合 競争入札参加の追加申請について

令和 7・8 年度の競争入札参加の追加申請を受け付けます。また、令和 7 年度に建設工事の登録業者となり、取手市・つくばみらい市に本店・支店・営業所などがある事業所、個人の方も、中間年の書類提出が必要です。提出書類など、詳しくは同組合ホームページをご覧ください。

▶ 受付期間：2 月 2 日（月）～4 日（水）
※受付最終日消印有効
▶ 提出方法：郵送または信書便のみ
▶ 郵送先：下記問い合わせ先まで
問 〒 302-8558 茨城県取手市小文間 173 番地 取手地方広域下水道組合 総務課 契約検査係 ☎ 0297-74-4174

農業委員会 各種申請

1 月の農地法に基づく許可申請の受付期間は下記のとおりです。

▶ 受付期間：1 月 21 日（水）～23 日（金）

※定例総会は 2 月 10 日（火）の予定です。

問 谷和原庁舎農業委員会事務局（内線 6301、6302）

心身に障がいがある方へ

自動車減免申請の出張窓口を開設します

県では、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方のために使用する自動車で、障がいの方ご本人もしくは障がいの方と生計を一にする方が所有する自動車について、障害等級が一定の要件を満たす場合、申請により自動車税種別割（旧自動車取得税）および自動車税環境性能割（旧自動車税）を減免する制度を設けています。

減免申請は、管轄の県税事務所で通年受け付けていますが、下記の日程で伊奈庁舎 1 階に減免申請の受付窓口を設置しますので、ご利用ください。

なお、出張窓口は臨時的なものであり、通常よりお待たせしてしまう可能性があります。そのため、必要な書類は事前に下記問い合わせ先までお問い合わせください。詳しくはホームページをご確認ください。

▶ 日時：2 月 12 日（木）午前 10 時～午後 3 時（正午～午後 1 時を除く）※予約不要

▶ 場所：伊奈庁舎 1 階 小会議室

▶ 必要書類：障害者手帳（原本）、納稅義務者の印鑑（認印可）、運転者の運転免許証（コピー可、その場合は免許証両面）、自動車の車検証または納稅通知書、生計を一にすることを示す書類（住民票など）
※減免の要件により手続きに必要な書類が異なりますので、お問い合わせください。

※申請で使用する書類（戸籍謄本・住民票謄本など）を取得する際の手数料は免除されます。市社会福祉課で証明書を発行しますので、お問い合わせください。

※新車、中古車新規登録に係る減免や自動車税環境性能割の減免については、登録日から 30 日以内に管轄の土浦県税事務所自動車税分室でお願いします。

○自動車減免申請の出張窓口について：土浦県税事務所 収税第一課

☎ 029-822-7205

○証明書の発行について：伊奈庁舎社会福祉課（内線 4101）

○軽自動車税の減免について：伊奈庁舎税務課（内線 2307）